

# 関西労働者安全センター

# 職業病

関西労働者安全センター

2019. 10.10発行〈通巻第504号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://koshc.jp/>



全国労働安全衛生センター連絡会議、 大阪で総会を開催 .....	2
全国一斉「職場のいじめパワハラほっとライン」 東京・名古屋・神戸の相談ポイントに2日間で73件の相談 .....	4
死ぬまで元気です vol.18 右田孝雄 .....	6
様々な公務災害の「法定外補償」 上積補償制度の存否、職員格差 .....	7
韓国からのニュース .....	15
前線から .....	18
遺族による行政保有個人情報開示問題 岡山	

9月の新聞記事から／19  
表紙／学習講演会「ハラスメントにどう立ち向かうか？」  
全国労働安全衛生センター連絡会議9月28日

'19 10

# 全国労働安全衛生センター連絡会議 大阪で総会を開催

9月28日29日、全国労働安全衛生センター連絡会議（以下、全国安全センター）の31回目の総会が大阪で開催された。2016年に大阪南部の泉南で開催したが、今回は西区の連帯労働組合関西生コン支部の拠点である「学働館」を会場とした。ぜひ、大阪で労働安全衛生問題に取り組む労働組合、労働者の仲間がたくさん参加してもらおうと意気込んだのだが、残念ながら時期的に労組の大会や集会が重なり、地元参加者は多くはなかったが、それでも全体で60人ほどの参加者があった。

1日目の学習講演会は、「職場のハラスメントにどう立ち向かうか？」をテーマに、日本や国際的なハラスメント対策に詳しい大和田敢太氏（滋賀大学名誉教授）、立続けに感情労働者保護法、ハラスメント対策法ができた韓国からイム・サンヒョク氏

（緑色病院院長）、日常的に労働者の相談を受けてハラスメント問題に取り組む労働組合の立場から川本浩之氏（神奈川労災職業病センター／神奈川シティユニオン）が登場した。

大和田氏の話は「理不尽な職場でいいのか」のタイトルで、この5月に労働施策総合推進法で事業主に職場におけるハラスメント防止対策を義務づける法改正が成立したが、ILOも6月の総会で「労働における暴力とハラスメントの廃絶」条約を可決するといった「ハラスメント規制元年」ともいう現状である、今回のハラスメント法制化は、労働法制の規制緩和の流れ、労働者個人の自己責任論が強化され、公的責任の否定の中でできてきたもので、これから活用もしていかなければならないが、法律そのものの批判も必要だと話した。またハラスメントの定義について、「言動や措置や業務によって人格や尊厳を侵害し、労働条件を劣悪化しあるいは労働環境を毀損する目的あるいは効果を有する行為や事実」とするべきとし、ハラスメントを行った結果を重視するべきで、ハラスメントの意図は必要でないとした。また、ハラスメントを、「第三者・顧客攻撃型（外部型）ハラスメント」「差別型ハラスメント」「個人攻撃型ハラスメント」「労務管理型ハラスメ



大和田敢太氏



イム・サンヒョク氏

「業務型ハラスメント」に分類し、業務管理による抑圧や組織的な対応、過労死の裏側にはたいていハラスメントがあることなどを重視した。

イム・サンヒョク氏は韓国で2010年からサービス業の労働組合にアンケート調査を行い、感情労働者の実態を明らかにして問題提議をした人物で、ちょうど2013年に航空機内で大企業の常務が「ラーメンをまともに作れなかった」という理由で女性乗務員に暴行した事件、その後もいくつかあった労働者への暴行事件をきっかけに、感情労働者問題が社会的に注目された。そのためソウル市など感情労働者保護条例を制定する自治体があられ、2018年10月には産業安全保険法で感情労働者の保護措置などが一部罰則付きで事業主に課されることになった。また感情労働者問題の中で、職場内ハラスメント問題も注目されるようになり、今年7月の勤労基準法の改正となった。条文でははっきりと職場内ハラスメントを禁止し、罰則規定もある。また今年、ソウル医療院の看護師が職場のハラスメントにより自殺した事件についても紹

介した。イム・サンヒョク氏は真相対策委員として調査を行い、ソウル市への勧告を作成した。調査では、休日が少なく長時間労働といった劣悪な労働環境、閉鎖的な組織文化がある状況が明らかになった。

川本氏は実際にあったハラスメントの事例を紹介し、問題点としてはハラスメントの定義にこだわり、ハラスメントであるかどうかの議論をするよりも、実際に起こっている問題にきちんと対応できることが大事で、今後作成されるガイドラインは重要と話した。全国安全センターとして、厚労省の労働政策審議会に提案するために作成した「パワーハラスメント指針案」を示し、その中で事業主に実態調査をして現状把握をすることを義務づけるべきとしたように、現場レベルでの闘いを可視化することの重要性も訴えた。

後半は、登壇者にさらにハラスメント防止について簡単なディスカッションを行った。

まさに今、世界的にも動きのあるテーマであり、参加者の関心も高かった。韓国での運動については、今回初めて話を聞いた参加者も多かった。

2日目は、公務災害の認定問題、原発問題を巡る省庁交渉、損害賠償裁判の状況などの報告があり、大阪からは、連労組関西生コン支部への政治弾圧問題についてアピールし、参加者一同の抗議声明を採択した。各地域の安全センターからの報告などを行い、最後に総会議事を無事に終えた。

---

---

# 全国一斉「職場のいじめパワハラ相談ほっとライン」 東京・名古屋・神戸の相談ポイントに 2日間で73件の相談

9月10日は、世界保健機関(WHO)が「自殺に対する注意・関心を喚起し、自殺防止のための行動を促進すること」を目的として、「世界自殺予防デー」と定められている。職場においても、モラルハラスメントの問題が重視されるようになり、被害者が自殺に至る事案も出ている。

世界自殺予防デーを直前に控えた9月7日・8日の二日間、全国労働安全衛生センター連絡会議メンタルヘルス・ハラスメント対策局の主催と、コミュニティユニオン全国ネットワークの協力で、「職場のいじめパワハラ相談ほっとライン」を実施した。

相談受付ポイントを、東京・名古屋・神戸の3カ所に設置し、神戸ポイントでの相談対応には、4回線にそれぞれ複数の相談員が付き、休む間もなく相談に対応した。メンタルヘルスに関連する相談においては、「ここに行きなさい」、「このように対応すればよい」というノウハウを伝えるだけのコミュニケーションでは到底満足いく解決には至らない。相談者が抱えている気持ちを共有し、相談者との信頼関係を

築くことからスタートしなくてはならないが、それでも特に効果的な回答が出せたわけでもなく、また相談シートに記録するほどのことではないことも想定される。電話をかけてくる方は、顔の見えない相手と話をする不安を抱えているに違いないので、信頼を得るのに対面以上に時間と多大な労苦を費やすことになる。

この環境で神戸ポイントでは二日間で54件もの相談を受け、関西センターからも総動員で協力した。

相談記録を見ると、露骨な身体的暴力よりも、精神的な攻撃や他の従業員からの切



り離しが上職者によって行われており、単に嫌がらせにとどまらず、業務に支障をきたしたり、降格などの不利益も生じている。また、相談者から「これって、ここで相談をしてよいものかどうか…」と遠慮がちに話を切り出されることも多い。ハラスメントを継続して受け続け、自信を無くした相談者が「自分が悪いから」と状況を受け入れ始めているためである。相談に来るケースはまだ重症化していないと言ってもよいだろう。すでに諦めてしまっている人たちが山ほどいるに違いない。

実際に受けた相談の中にも、「自分が悪いのかな…」と思い始めているケースがあり、話を聞いていると、上司も「良い上司」であろうとしていることがわかる。「何があっても私が責任を持つから!」と言っても、過大な負荷を課された挙句、「あなたの前任者はこれくらいできたのに」と

付け加えられると余計に辛い。「できない私が悪い」のではなく、仕事の配分ができない上司が悪い、という気持ちに行きついたものの、これからどのように職場に行つて仕事をしようか、という点まで話ができなかった。

相談を通じて解決できる、というケースは限られるだろうが、継続して相談に乗っていくなど、相談者のSOSを受け止め、少しでも救われるケースを増やしていければと思う。



中皮腫ポータルサイト  
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



**中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、  
交流の場！！**

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

# 死ぬまで元気です

## Vol.18 右田 孝雄



皆さま、こんにちは。

私は現在、毎週末ごとに北は北海道から南は鹿児島までを「中皮腫サポートキャラバン隊」として全国行脚で南下中です。途中、肺炎でテレビ電話での参加になったり、北海道の旭川では歯痛に悩まされたりと中皮腫以外の災難で苦慮していました。そんな中、9月22日には愛知がんセンターで第一回「日本石綿・中皮腫学会（JAMIG）」学術学会があり、その後に行なわれた市民公開講座で話させていただきました。お題は「患者が医師に望むこと」で、これまで私がお会いしたおよそ100人の中皮腫患者さん達から伺った治療法の悩みや主治医との信頼関係の相談についてまとめて話しました。

当日は患者さんやご家族、そして医療従事者の方々125人が来場し、私は患者の代表として医師に望むことを講演で伝えましたが、患者側、医療従事者側そのどちらも席で聴いていると思うとやはり緊張しました。それでも終わった後、知り合いの患者さん達から、他に4人もの医師が話した中で「一番良かった」と言われてホッとしたのを覚えています。

その後のキャラバン隊は、9月に北海道6ヶ所での講演会・交流会を終え、10月

には東北キャラバン6県、群馬、栃木、岐阜での講演会、そして九州キャラバン5ヶ所を予定しています。もちろん私は行けるところは極力行って患者さん達と寄り添ってきたいと思います。

現在、北海道と東北でのキャラバンを終えた感想は、北海道や東北などの地方へ行くほど中皮腫に対する認識が希薄な病院が多く、治療法は元より社会保障について教えてくれない病院も少なくないそうです。現に東北地方における中皮腫の労災、救済法の認定率は患者の60%程度で残りの患者さんは社会保障を知らないまま治療をしています。また、地方に行けば行くほど周りには同じ中皮腫患者と出会う確率は皆無に等しく、一人で悩んだり落ち込んだりしてネガティブな思考になってしまう人も多いようです。

今回、地方の総合病院や大学病院などの地域連携病院を回ってチラシを持参し周知活動をしたり、県庁などで記者会見を敢行しましたが、来場された方は思った以上に少なかったこともこのような状況を物語っていると思いました。今後も根強く、毎年活動を重ねて一人でも多くの患者さんに寄り添っていきたいと思います。

---

---

# 様々な公務災害の「法定外補償」 上積補償制度の存否、職員間格差

## 最低限の補償制度は 漏れなくあるけれど

地方公共団体で働く人の災害補償は、事業の種類、勤務時間や任期によって適用される法律が違い、内容もいろいろだ。常勤職員と非常勤職員、労基法別表第一の事業と官公署の事業。賃金や給料を受け取るのか報酬なのか。

ただはっきりしているのは、すべての職位について、制度はあてがわれている。選挙で選ばれる首長や議員、学識経験が認められて委嘱される〇〇委員会の委員、地域で選ばれ委嘱され無報酬で活動する民生委員、火事が起きたときや訓練のときだけ勤務する消防団員・・・、漏れはない。

その補償内容についても労災保険法（労働者災害補償保険法）と地公災法（地方公務員災害補償法）は均衡が図られている。地公災法第 69 条にもとづき各地方公共団体が定める非常勤職員の補償制度も、「均衡を失したものであってはならない。」（地公災法第 69 条第 3 項）と法律の条文で釘

を刺してあるように、補償制度はすべからず公平にいきわたるようになっている。

憲法で「勤労条件に関する基準は法律でこれを定める。」（第 27 条第 2 項）を根拠とする勤労条件の一つとしての災害補償だから、制度が公平でなければならないのは当然だ。

しかし、これはあくまで“最低限の”勤労条件での話だ。

## 民間の法定外補償制度 あるにはあるが少数派

最低限の補償以外に、いわゆる法定外補償の制度がある。民間の職場なら、労使で上積補償の協定を定めていたり、中小企業なら会社が損保会社と労災付加給付のための保険契約を結び、社内制度として労災保険法によるもの以外の給付をする制度を設けている場合が少なくない。

法令上の義務に上積みする（付加する）ものだから、それだけでは事業主にとって制度を設ける誘因にはならない。ところが制度を損保会社の保険契約でまかなうこと

としたとき、支払う保険金は税法上の損金扱いになるという利点があることから、収益を上げている中小企業の経営者なら、加入しておこうかということになる。かくして、労働組合との上積補償協定締結などの要因がなくとも法定外補償制度は、中小事業場であっても珍しいものではなくなっている。

たとえば民間の労務行政研究所が07年に実施した「人事労務管理諸制度実施状況調査」によると、調査対象となった上場企業クラスの法定外補償制度の実施率は、業務災害で49.3%、通勤災害で38.4%となっている。損保会社は各社とも、法定外補償のための企業向け商品をそろえていて、代理店が中小企業への営業に力を入れていることは、WEBで検索すればすぐわかる。

ただそうは言っても、制度を設けているのは上場企業クラスでせいぜい半分にすぎない。産業別では製造業に限ると6割程度になるが、非製造業では3～4割にとどまるという。大手の労組であっても法定外補償制度を要求に掲げるのは製造業の産別であって、非製造業が掲げることは少ないことも影響しているのだろう。そういうことからすると、いくら損保会社の営業が盛んであったとしても、小規模な事業場で法定外補償制度を設けているのは少数派ということになる。

### 法定外補償に対応した 公務災害の特別援護金制度創設

さて公務員の場合、法定外補償はどんな

だろう。国家公務員災害補償法と地方公務員災害補償法は、本体の給付ではない「福祉事業」のなかで、「障害特別援護金」と「遺族特別援護金」の制度を設けることにより対処する形をとっている。障害特別援護金は、障害補償の受給権者に、公務災害の場合は第1級1540万円～第14級45万円、通勤災害の場合は第1級975万円～第14級30万円を支給する。遺族特別援護金は、遺族補償の受給権者に公務災害で1850万円～744万円、通勤災害で1130万円～450万円を給する（表1～3参照）。

労災保険にはないこの制度ができたのは、障害特別援護金が昭和51年4月、遺族特別援護金が50年1月のことだ。制度創設以来、たびたび給付額は改訂され、現在の水準まで引き上げられている。（遺族補償一時金の受給権者の範囲が労災保険より広いことなど、労災保険にくらべて本体給付も充実しているが、援護金もこれに対応したものになっている。）

制度創設の理由としては、「民間企業における法定外給付を考慮して、公務において独自に支給」と説明されている。民間の法定外補償の支給内容は様々だが、最近では遺族補償や障害等級第1級で2千万円程度の支給が平均的なところという評価がある。国家公務員災害補償制度の補償制度を運営する人事院の判断として、こうした評価にもとづき制度設計しているといえるだろう。地方公務員災害補償法の福祉事業においても、これに倣うかたちで制度ができている。

表1 地公災法による傷害補償給付等と援護金

区分	障害等級	障害補償	障害特別支給金 (一時金)	障害特別援護金 (一時金)		障害特別給付金
				公務災害	通勤災害	
障害補償年金	第1級	平均給与額×313日	342万円	1,540万円	915万円	障害補償の額に $\frac{20}{100}$ を乗じて得た金額 (上限額 $=150万円 \times \frac{A}{365}$ A=障害等級に応 ずる障害補償 の欄の乗数)
	第2級	平均給与額×277日	320万円	1,500万円	885万円	
	第3級	平均給与額×245日	300万円	1,460万円	855万円	
	第4級	平均給与額×213日	264万円	875万円	520万円	
	第5級	平均給与額×184日	225万円	745万円	445万円	
	第6級	平均給与額×156日	192万円	615万円	375万円	
	第7級	平均給与額×131日	159万円	485万円	300万円	
障害補償一時金	第8級	平均給与額×503日	65万円	320万円	190万円	
	第9級	平均給与額×391日	50万円	250万円	155万円	
	第10級	平均給与額×302日	39万円	195万円	125万円	
	第11級	平均給与額×223日	29万円	145万円	95万円	
	第12級	平均給与額×156日	20万円	105万円	75万円	
	第13級	平均給与額×101日	14万円	75万円	55万円	
	第14級	平均給与額×56日	8万円	45万円	40万円	
備考	昭和49年11月1日改正	昭和55年11月1日改正	平成17年4月1日改正	平成28年4月1日改正	昭和52年4月1日から適用 (上限額については昭和56年5月1日改正)	

表2 遺族補償年金等と援護金

遺族の人数	遺族補償年金	遺族特別支給金	遺族特別援護金		遺族特別給付金	
			公務災害	通勤災害		
1人	① ②以外の場合	平均給与額×153	300万円	1,860万円	1,055万円	年金の額に $\frac{20}{100}$ を 乗じて得た額 (上限額 $=150万円 \times \frac{A}{365}$ A=遺族補償年金欄 の遺族の人数に 応ずる乗数)
	② 55歳以上の妻又は総務省令で定める障害の状態にある妻の場合	平均給与額×175				
	2人	平均給与額×201				
	3人	平均給与額×223				
	4人以上	平均給与額×245				
備考	平成7年8月1日改正	昭和55年11月1日改正	平成12年4月1日改正	平成28年4月1日改正	昭和52年4月1日から適用(上限については昭和56年5月1日改正)	

表3 遺族補償一時金等と援護金

遺族補償一時金受給権者の区分	遺族補償一時金	遺族特別支給金	遺族特別援護金		遺族特別給付金
			公務災害	通勤災害	
ア 配偶者 子、父母 孫、祖父母、兄弟姉妹	平均給与額 ×1,000	300万円	1,860万円	1,055万円	遺族補償一時金の額に100分の20を乗じて得た額  上限額 =150万円× $\frac{A}{365}$ A=遺族補償一時金受給権者の区分に応ずる欄の乗数
イ アに掲げる者以外の者で主として生計維持関係にあった者（職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は一定の障害の状態にある3親等内の親族）	平均給与額 ×700	210万円	1,302万円	740万円	
ウ アに掲げる者以外の者で主として生計維持関係にあった者（イに掲げる者以外の者）	平均給与額 ×400	120万円	744万円	420万円	
備 考	昭和56年 11月1日 改正	昭和55年 11月1日 改正	平成12年 4月1日 改正	平成28年 4月1日 改正	昭和52年4月1日から適用 〔上限については昭和56年5月1日改正〕

## 地方公共団体の見舞金条例 それぞれ独自の補償制度も

一方で地方公共団体においては、民間の法定外補償に該当する制度として、見舞金条例を制定するところが、都市部を中心に増えている。

筆者がWEBで個々の地方公共団体の例規集をあたってみただけで、「〇〇市見舞金支給条例」が相当数制定されていることが分かった。ただ、条例制定は地域的な偏在がはげしく、大阪府下でも北部の自治体では軒並み制定されているのに対して、東部、南部は存在しない方が多数派だ。京都府、兵庫県はごく一部に制定がみられ、和歌山県は皆無である。

見舞金条例が制定されている地方公共団体は、もともと地公災法上設けられている援護金の受給に、所定の見舞金が重ねて支給されることになる。

全国的に調べてみても、都市部で偏在的に各団体が見舞金条例を制定している地域がいくつかあることが分かる。ただ、その法定外補償内容の設定の仕方をみると、基本的な考え方の違いからか、いろいろな適用関係の特徴があることが分かる。

## 特別援護金を実施されない 東京23区の非常勤職員

ここでは東京都の特別区の例をみてみよう。東京23区は共同事務処理をする「特別区人事・厚生事務組合」を特別地方公共

団体として設置しており、公務災害補償についても共通の条例を制定し、その事務を処理している。具体的には、地公災法第69条にもとづき定められた「特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」や見舞金制度を定めた「特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例」を運用している。

まず、第69条にもとづく非常勤職員の公務災害補償条例は、その対象となる職員を「特別区の議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員並びに嘱託員その他の非常勤の職員」とし、労災保険法などの適用とならない23区全部の非常勤職員すべてとしている。

ただこの条例の補償実施の内容は、総務省が示していて、ほとんどの地方公共団体がそのまま倣って制定している条例（案）によるものから少し変えている。

福祉事業について規定した条文の第1項は「次のような事業を行うよう努めなければならない。」とし、その第2号は「被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業」とある。この条文にもとづき休業援護金、奨学援護金、特別支給金など、労災保険と同等の給付が行われることになり、そこに公務災害の場合は、障害特別援護金と遺族特別援護金が追加して実施されることになる。この実施する福祉事業の種類は、施行規則の条

文の中に列記される。

ところが東京23区の条例では、この公務災害独自の給付金が省かれているのだ。つまり議会の議員や非常勤の委員会の委員、その他の非常勤職員については、実施対象から外しているのだ。もちろん常勤の公務員など地公災基金の補償を受ける職員は、全国一律で当然に特別援護金を受けることになる。

こうした制度設計は、これだけをみるととても不可解だ。東京23区だけが非常勤職員を単純に差別するというのもおかしい話だ。ところがもう一つある、見舞金の支給を定めた条例を読んでもみると、考え方が分かる。

## 常勤と非常勤で格差つける 東京23区の上積補償制度

東京23区の「特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例」は、地公災法にもとづいて福祉事業として実施される各種給付に付加して支払われる「見舞金」について定めたものだ。要するに民間の法定外補償に対応するものといってよい。

見舞金の対象となる「職員」は、①地公災法第2条第1項第1号の規定に該当する職員、②特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第2条の規定に該当する職員、③前号に掲げる者以外の非常勤の職員となっている。③は労災保険法が適用される非常勤職員や消防団員も含まれることになる。したがって見舞金は区から委嘱され

たり任用されたりして働くすべての職員について、その職員に適用される法定の災害補償給付が行われるのと同時に、見舞金が支払われることになる。

ただし、見舞金の額は「常勤職員及び議員」と「非常勤職員」に分けてあり、非常勤職員は低い額の見舞金が適用されることとなる（表4参照）。

つまり民間の法定外補償に見あった分の支給額がいくらになるかというのは、常勤と非常勤で差を明確につけたうえで、すべての受給権者に支給するということになる。具体的に遺族補償の受給権者に支給される額を考えると次のようになる。

常勤職員は、遺族特別援護金18,600,000円に見舞金30,000,000円で、

合計48,600,000円。議員の場合は、見舞金だけが支給されるので30,000,000円。非常勤職員は見舞金だけで21,600,000円。

見舞金条例を設けていない地方公共団体の場合は特別援護金だけになるので、東京23区の場合、この見舞金があるので特別援護金を上回る額が支給されるので、そもそも見舞金がないところに比べると支給額は高いことになる。ただ、常勤と非常勤で差をつけていること自体をどう考えるかという問題は残るだろう。

（このような制度設計がされているのは、東京都も23区とまったく同様である。）

表4 東京23区の見舞金条例が規定する支給額

障害等級	公務災害障害見舞金		通勤災害障害見舞金		死亡見舞金
	常勤職員及び議員	非常勤職員	常勤職員及び議員	非常勤職員	
第1級	30,000,000円	21,600,000円	15,000,000円	10,800,000円	公務災害死亡見舞金 常勤職員及び議員 30,000,000円 非常勤職員 21,600,000円
第2級	25,900,000円	19,000,000円	12,950,000円	9,500,000円	
第3級	22,200,000円	16,600,000円	11,100,000円	8,300,000円	
第4級	18,900,000円	14,300,000円	9,450,000円	7,150,000円	
第5級	15,700,000円	12,100,000円	7,850,000円	6,050,000円	公務災害死亡見舞金 常勤職員及び議員 15,000,000円 非常勤職員 10,800,000円
第6級	13,000,000円	10,100,000円	6,500,000円	5,050,000円	
第7級	10,500,000円	8,200,000円	5,250,000円	4,100,000円	
第8級	8,200,000円	6,600,000円	4,100,000円	3,300,000円	
第9級	6,200,000円	5,100,000円	3,100,000円	2,550,000円	条例の別表にもとづいて作成したもの。 （自賠法が適用される事案については、減額された表となっているが、省略した。）
第10級	4,600,000円	3,800,000円	2,300,000円	1,900,000円	
第11級	3,300,000円	2,700,000円	1,650,000円	1,350,000円	
第12級	2,200,000円	1,900,000円	1,100,000円	950,000円	
第13級	1,400,000円	1,200,000円	700,000円	600,000円	
第14級	800,000円	700,000円	400,000円	350,000円	

## 常勤、条例適用非常勤、労災適用非常勤 消防団員・格差ない自治体も

東京 23 区のような常勤、非常勤で差をつける補償制度と対照的な設定の仕方をしている地方公共団体もある。ここでは大阪府高槻市の例をあげておくことにする。

同市の場合、地公災法第 69 条にもとづく条例の規定は、当然に福祉事業で障害特別援護金を遺族特別援護金を実施しているが、その対象とならない労災保険が適用される非常勤職員についても「労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の休業補償等に関する規則」の中で支給することを規定している。

また、労災保険が適用される非常勤職員が不均衡な補償とならないように、念のための条文まで設けられている。(今年 3 月号でも触れているが、あらためて掲載する。)

### 高槻市

○労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の休業補償等に関する規則

平成 10 年 3 月 25 日 規則第 6 号  
(障害特別援護金及び遺族特別援護金)

第 6 条 法第 12 条の 8 第 1 項第 3 号に規定する障害補償給付又は法第 21 条第 3 号に規定する障害給付を受けた職員に対し障害特別援護金を、法第 12 条の 8 第 1 項第 4 号に規定する遺族補償給付又は法第 21 条第 4 号に規定する遺族給付を受けた者に対し遺族特別援護金をそれぞれ

支給する。

2 障害特別援護金及び遺族特別援護金の支給については、高槻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年高槻市条例第 52 号。以下「条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

(その他の補償又は福祉事業)

第 7 条 前 3 条に定めるもののほか、法の規定による保険給付又は労働福祉事業が行われる場合において、条例を適用した場合に行うことができる補償又は福祉事業に満たないときは、その満たない分に相当する補償又は福祉事業を行うものとする。

そして同市の見舞金条例は、対象となる「職員」を、①地公災法、②労災保険法、③議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償条例、④消防団員等公務災害補償条例の適用を受ける者と規定している。見舞金の支給内容は、公務上災害と通勤災害で差をつけず、死亡見舞金が 30,000,000 円、障害見舞金が第 1 級 30,000,000 円～第 14 級 750,000 円としている。

したがって、同市の場合法定外補償に見あう給付は、差別なくほぼすべての職員について同額が支払われることになるわけだ。

## 特別援護金を控除する 見舞金条例も

あともう一つ、名古屋市の見舞金条例の

事例をあげておこう。

同市の場合、見舞金の支給対象を常勤職員に限っているが、金額は死亡見舞金が30,000,000円、障害見舞金が第1級30,000,000円～第14級750,000円という額は、高槻市と同様だ。ただ同市の条例には「福祉事業との調整」という条文を設けている。つまり、出向先で労災保険が適用される場合などを除いて特別援護金が支給される場合は、見舞金からその額を控除して支給するというのだ。

また、派遣された職員が派遣先で同一の理由で見舞金相当額の給付を受けるとき

は、それも控除するとしている。

こまかい調整規程を設けたものだとも思えるが、これもある意味、合理性があるといえるかもしれない。

さて、東京23区や東京都の制度と高槻市の制度はどちらが適正なものといえるか、見舞金条例そのものが制定されていない地方公共団体の公務災害補償制度は、地公災法上の特別援護金制度でよしとするのか、しかるべき議論があってよいと思うのだがいかがだろうか。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## 栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

### 【お問い合わせ】

関西労働者安全センター  
TEL:06-6943-1527  
FAX:06-6942-0278  
mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

# もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

- 出版社：星湖舎  
<http://sksp.biz/index.html>
- 体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー
- 定価：本体1500円＋税  
ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 韓国からの ニュース

## ■貨物車はなぜ凶器？「不適切な運賃体系のせい」／「安全運賃が生命を救う！（Safe rates save lives!）」

オーストラリアの貨物車の運転者は2005年にオーストラリアの港湾を占拠するゼネストを行った。3日間、コンテナが一つも港湾に出入りできないように封じ込めた。その2年後、韓国でも「物流を止めて世の中を変えよう」という貨物連帯の全面ストがあった。

両国の貨物労働者が極端な闘いをしてまで要求したのは、一種の最低賃金である「安全運賃」の導入だった。最低賃金はすべての労働者に適用されるが、労働者のように働いても自営業者として扱われる貨物運転者は、件当たり・重量当たりの手数料を受け取る。待ち時間が長く、過積載・猛スピードが増える。貨物車を「道路上の凶器」と呼ぶ理由だ。

激しい闘いの結果、オーストラリアのウェスタンオーストラリア州には安全運賃制が導入された。安全運賃とは輸送労働者用の最低時給を作って、働いた時間に対して賃金を支給しようということだ。韓国も来年から安全運賃制が施行される。ILOが各国に安全運賃制の導入を勧告するガイドラインを発表する予定で、韓国の安全運賃導入に対する国際労



安全運賃制が導入されたオーストラリアの輸送労組執行部らと国際輸送労組の関係者たちがスローガンを叫んでいる

働界の関心も高い。既に安全運賃を部分的に導入しているオーストラリアとアメリカ、オランダの貨物車運転者労組と研究者が先月27日に韓国を訪問した。

韓国は昨年、貨物自動車運輸事業法を改正して、3年間、一時的に安全運賃制を導入することにした。貨物連帯のキム・ジョンファン本部長は「この17年間、安全運賃導入だけを望んでここまでできた」。「貨物車の事故で、一年に数百人が道路で死亡する危険な環境を変えなければならない」と話した。2019年9月1日 京郷新聞 イ・ヒョサン・チョン・テヨン記者

## ■過労死・過労自殺者の遺族「故人の名誉回復、あまりに荷が重い」

「妹が亡くなってしばらくして、会社は法定労働時間を超過する夜勤をさせないと公式に発表しました。謝罪を受けた遺族は、会社の内部に介入できなくなりました。ところが最近夜勤が続いて退社者が続出しているという、匿名の情報提供を受けました。内部職員組織された活動がないので、妹の死によっても労働環境は改善されていないのです」。

インターネット講義業で長時間労働に苦しんで、昨年1月に自ら命を絶ったJさん(死亡当時36才)のお姉さんの証言だ。

仕事をして亡くなった労働者の家族・同僚は故人の名誉回復のために闘う過程で様々な経験をするようになる。警察の調査を受けて、

産業災害の申請をして、死の原因を見つけるために会社を相手に「真実争い」をする。この日の討論会は、準備していなかった、予想できな

かった状況にぶつかった人たちがどんなことを体験したかを共有し、一歩進んで共同の政策課題を模索する場として用意された。

Pさんの姉の夫は業務ストレスと希望退職の圧力で自ら命を絶った。看護師のPさんは家族を守れなかったという罪悪感を抱いて生きていると言い、過労自殺を立証していく過程で遺族が向き合う色々な苦痛を訴えた。「遺族は死の原因が会社にあるという立証を自らしなければならず、警察の調査の過程での強圧的態度に驚き、家族の死に対応する過程で身体と心が病気になるって、長時間待った末に産業災害が認められても、また行政訴訟に巻き込まれるかという恐怖に震えて、家族の死を放置したという周囲の冷たい視線に曝される。」と説明した。「遺族に対する支援が必要だけでなく、遺族が他の遺族を助けられる方法を、政府に考えて欲しい」という願いを話した。2019年9月5日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■半導体組み立て工程の労働者の肺がん、産業災害を認定

半導体パッケージ(組み立て)工程の作業者に発生した肺がんが産業災害と認定された。半導体パッケージ工程で発生した肺がんが承認されたのは今回が初めてだ。

勤労福祉公団ソウル業務上疾病判定委員会は7月29日、エムコテクノロジー코리아(半導体パッケージング会社)で、モールド(封止)工程のメンテナンス業務を17年11ヶ月間行い、肺がんで死亡したSさん(肺がん発病当時満42才)の肺がんを業務上疾病と認定した。疫学調査施行時点の2018年より1990年代の勤務環境が極めて劣悪な可能性が高く、42才の若さで肺がんが発生した点、17年間発がん物質にばく露するモールド工

程で働いた点を勘案し、他の非業務的な要因を見つけるのは難しい点を考慮して、業務と肺がんとの相当因果関係が認められると判断した。2019年9月10日 京郷新聞 キム・ジファン記者

### ■政府、勤労監督行政総合改善方案を発表

労働部は10日に「勤労監督行政総合改善方案」を発表した。これを反映した勤労監督官執務規定は今年1日から施行中だ。労働部は勤労監督官執務規定に「事業場の監督過程で、該当事業場と請負契約または勤労者派遣契約などの関係にある事業場で、労働関係法令違反の事実があると判断される場合には、該当請負業者・受給業者・勤労者派遣元業者・派遣先業者などに対しても、事業場の監督を実施できる」という条項を新設した。今までは勤労監督の途中で関係事業場が違法行為をしたと疑われる場合、監督計画書を再び書いて、上部に報告した後、勤労監督をする手順を踏んだ。これからはこうした手順を踏まずに、関係事業場にまで直ちに勤労監督を拡大するという意味だ。例えば、大企業の構内下請け業者を勤労監督していて不法派遣が疑われれば、元請けまで勤労監督をすることができると説明した。

労働部は予防勤労監督を強化し、勤労監督官が20人から50人未満の事業場を訪問して労務管理の実態を把握した後、労働関係法を守るように指導する。来年中に事業場1万個所余りを予防勤労監督する。また、これと共に5人未満の事業場で基礎労働法を教育する。20人未満の事業場を対象にする勤労条件自律改善事業では、公認労務士が労働関係法違反事項の改善コンサルティングをする

ことを義務化した。

勤労監督が必ず必要な事業場を選び出すために、ビッグデータ分析も活用する。既存の勤労監督の結果と申告事件の資料を、地域・規模・業種・違反事項別に分析し、地方官署が集中しなければならない勤労監督の対象を選別する。

随時勤労監督は企画型・請願型・申告型を整備する。企画型監督は、労働環境が劣悪だったり労働人権の死角地帯にある業種・分野で先制的に実施する。

労働部は特に雇用労働行政改革委が勧告した「申告型監督」を新しく導入した。申告事件を処理する過程で常習的な賃金不払いのような行為が確認されれば、直ちに勤労監督に入る。労働部は勤労監督官の業務の独立性を保障するために「上級者が自分または他人の不当な利益のために、公正な職務遂行を著しく妨害する指示をした場合には、従ってはいけない」という内容を執務規定に盛り込んだ。一方、先月現在、労働部の勤労監督官は1961人だが、今年の年末までに200人余りを追加して採用する。2019年9月11日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

### ■労働部「MBC 契約職アナウンサーに、『職場内いじめ』ではない」

文化放送 (MBC) の契約職アナウンサー7人が、職場内いじめ禁止法 (改正勤労基準法) 施行直後出した「1号陳情」に、雇用労働部が「職場内いじめと見るのは困難」という結論を出した。2016～2017年に入社したアナウンサーは経営陣が交替した後に契約が解約されたが、5月に裁判所から勤労者地位保全仮処分申請が認められて復職した。その後会社は△アナウンサー業務を与えない、△別部屋就労、△社内イントラネットの遮断など

を行った。このような措置が職場内いじめだという陳情を7月16日、ソウル雇用労働庁に提起した。

これに対し労働部は「調査の過程で是正するように勧告」し、会社の自主的な措置で「(状況が)改善された現在の状態では、職場内いじめと見るのは困難」とした。しかし実質的な改善ではない。

「陳情した当時にはいじめの素地があったが、以後に状況が変わったのでいじめではない」という結論に、アナウンサーたちは困惑を隠すことができない。Lアナウンサーは「今回の結論は、すべての会社にいじめ解消の努力さえすれば逃れられるという『秘訣』を教えた」と指摘した。会社は「労働部の決定を尊重する」。「同時に進行中の一審訴訟 (解雇無効確認訴訟) にも誠実に臨む」とした。

パク・チョムキュ「職場甲質119」運営委員は「法に明示されたいじめなのかどうかだけで判断すべきなのに、一度認めると、今後あらゆることがいじめだという問題提起が押し寄せることを憂慮して出した判断のようだ」とし、「処罰条項もないのに、いじめではないとまで判断すれば、会社はすべての責任から免除され、法の実効性が疑われる」と話した。2019年9月27日 ハンギョレ新聞 チョ・ヘジョン記者、ムン・ヒョンスク選任記者 (翻訳: 中村猛)



# 前線から

## 遺族による行政保有個人情報開示請求問題

岡山

労災被災者が亡くなったことにより、遺族補償請求を行った遺族が、その結果について保有個人情報開示請求を行うことは、業務上認定の根拠を調べる上で一般的に行われており、また、民事損害賠償訴訟を提起するうえでも必要不可欠な手続きである。

この手続き説明は、「保有個人情報開示請求書」の裏面に記載されていて、①どこの、誰が開示をするのか、②求める保有個人情報は何か、③求める開示の実施方法は何か、明らかにしたうえで、手数料を納付し、本人確認書類を添付すると明記されている。

本人確認書類については(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第11条の規定によ

り、請求者本人の氏名及び現住所が記載された運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の書類を提示又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写しを提出してください。

と記載されており、請求人が誰であるのか明らかにすることが求められている。

ところが、遺族が故人に関して行う請求、すなわち被災者である故人の療養補償給付・休業補償給付の支給決定に関する資料の開示を求める際、地方労働局の担当部署から「故人と請求

人の関係が明らかになる資料、つまり戸籍謄本を提出してもらいたい」と要求されることがある。

保有個人情報開示請求である以上、故人と請求人が同一人物ではないという理由で不開示とするのであれば理解できるが、故人と請求人の関連を予め確認するという手続きは不要であると思う。また、労災の遺族補償請求を行っている以上、遺族補償給付の請求者と被災者との関連はすでに明らかにされている。遺族補償請求時に、戸籍謄本もすでに提出済みであるためである。

近畿では大阪労働局や滋賀労働局で戸籍謄本が求められないことを例示して、奈良労働局の方針をすでに改めてもらったが、岡山労働局で同じ事案が発生した。「うちではいつもそうしている」と担当者は言うが、法的な根拠もなく「いつもそうしているから」という理由で屋上に屋を架す手続きを保有個人情報開示請求の際に求めるのは、徒に請求者の負担と労力を増やすだけではないだろうか。

# 9月の新聞記事から

**9/3** 2019年版の「過労死等防止対策白書」の概要が判明した。過重労働が顕著な重点業種として建設業とメディア業界の過労死などを分析。建設業では15年までの約5年間でうつ病などの精神疾患があったと認定された現場監督のうち、約半数の30人が未遂を含む自殺だった。白書は9月下旬にも閣議決定される。

厚生労働省雇用環境・均等局が、国会答弁などの際に「非正規労働者」や、単に「非正規」という表現を使わないよう求める通知を省内に出していた。通知は8月。同局は「『非正規』は雇用や雇用形態を表現し、働く人に対する修飾語としてふさわしくないため」と説明。原則として労働者を指す場合は、雇用実態に沿う形で「有期雇用」「派遣」「パートタイム」などの表現とする。

テレビ朝日は、ハラスメントに当たる不適切な行為があったとして、同社報道局の男性社員を8月30日付で謹慎の懲戒処分にし、担当職務を解いたと明らかにした。現場からの情報を受け、7月上旬からコンプライアンス統括室を中心に調査を進めた結果、事実関係を確認したという。同社広報部は「事態を重く受け止め、再発防止をより一層徹底していく」とコメントしている。

**9/5** 2017年9月、玉名署刑事課の渡邊崇寿巡査(24)が「つかれた」と遺書に記して自殺していた。母ら遺族は、長時間労働が原因として、公務災害の認定を地方公務員災害補償基金県支部に申請した。渡邊巡査は高校卒業後、12年4月に県警入り、17年4月から刑事課に異動した。亡くなる17年9月まで5カ月の通常勤務外の月平均労働時間は直直を含め133時間。多い月は167時間を越えていたと主張。渡邊巡査は17年9月11日、福岡県内で、車内で自殺。

**9/9** 福岡県糸島市の社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームで働いていた男女5人が、施設長からのパワハラに対する慰謝料や退職金の支払いを求めた訴訟の判決で、福岡地裁は法人側に計約2800万円の支払いを命じた。原告5人は介護士で女性施設長は原告らに対し「言語障害」「ばか」「学歴がないのに雇ってあげてのに感謝しなさい」などと発言。業務上の報告を怠った原告には、トイレ掃除用のブラシをなめさせた。判決理由で、施設長の暴言について「名誉感情を害し人格をおとしめた。業務の適正な範囲を超えて精神的な苦痛を与える言動と認められる」と指摘した。

**9/10** 俳優や声優など、国内でフリーランスとして働く人のうち、61.6%がパワハラ被害、36.6%がセクハラ被害に遭っていたことが、日本俳優連合(理事長・西田敏行)やフリーランス協会などのインターネット調査でわかった。調査を行った団体らが厚生労働省で会見した。調査結果は参考資料として厚労省の労働政策審議会に提出された。フリーランスの人は、法律の保護の対象になっていない。調査の結果を元に、これまで不明瞭だったフリーランスへのハラスメントの実態を把握し、政府や厚生労働省に適切な対策を定めるよう求めていくという。

**9/11** パリの裁判所は、出張中に見知らぬ女性と性交渉をした男性が心筋梗塞で死亡したことをめぐり、この男性が勤めていた企業に賠償責任があるとの判決を出した。裁判所は、男性の死を労働災害と判断。遺族は雇用主に損害賠償を請求できるとした。判決で裁判官は、フ

ランスの法律では出張中の出来事は全て、雇用主の責任となるとした。この男性は、パリ近郊で鉄道サービスを提供するTSOでエンジニアとして働いていた2013年、フランス中部への出張中にホテルで亡くなった。

山形県川西町は、未来づくり課職員だった安部幸宗さん(25)が長時間残業の末、2016年6月に自殺していたことを明らかにした。遺族は公務災害を申請する方針で、第三者委員会によるパワハラや労働環境の調査を町に求める準備を進めている。川西町によると、安部さんは亡くなる当日の16年6月26日までの1カ月間に27日間連続勤務していた上、申請分だけで125時間の残業があった。申請していない休日出勤分も含めると約157時間に上ったという。

**9/17** カナダの首都オタワで、女性に対するセクハラを告発された市議会議員に対し、活動家たちが市役所前の木にブラジャーを吊るしデモを行った。オタワのリック・チアレリ議員は、求職中の女性に対し、面接中に「ブラジャーを着用せずに勤務できるか?」と質問した、とカナダのテレビ局CBCが報じた。他の職員も、チアレリ議員から同様の要求を受けたことがある、と同局に話した。このブラジャー・デモを発案したのは、オタワにある活動団体「Defend Choice Ottawa(選択の権利を守ろう、オタワ)」のメンバー。

1973年に「中皮腫」で死亡した千葉県男性について、中央労働基準監督署(東京)が業務による疾患を認め、石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金を、根室市に住む60代の長男に支払っていた。救済制度で46年前に死亡した中皮腫患者が認定されるのは、労災認定を含めても全国で最も古い事例。男性は60~73年に東京の空調設備会社でエンジニアとして勤務。

兵庫県内の工場に勤務してアスベスト(石綿)を吸い、肺がんを発症した男性2人が国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、神戸地裁は請求通り国に計約2300万円の支払いを命じた。石綿被害の遅延損害金の起算をがん診断日から労災認定の日にするかが争点で、原告側の主張通り、がん診断日から起算すると判断を示した。原告は鳥取県日野町の遠藤利美さん(80)と兵庫県川西市の80代男性。裁判長は判決理由で、肺がんを発症したことが損害日として「損害発生の日は、がん診断や手術を受けた日とするのが相当」と指摘した。国は労災認定から起算すべきだと主張していた。

**9/18** 職場でのパワハラを防ぐための指針づくりの議論が、厚生労働省労働政策審議会の分科会で始まった。企業に求める具体策を盛り込んだ指針を年末をめどにまとめる。使用者側委員は企業に所属せずに働くフリーランスへのパワハラを指針の対象に含めることに慎重な姿勢を示し含めるべきだとする労働者側委員と対立した。

**9/27** アスベストの健康被害を受けた人を対象に国が進めている賠償で、国が病気と診断された日ではなく、労災と認定された日を基準に金額を決めているのは不当だ訴えた裁判で、2審の福岡高等裁判所は1審に続き、男性の訴えをほぼ認め、国の基準を上回る金額を支払うよう命じる判決を言い渡した。福岡高等裁判所は「肺がんの確定診断を受けた日に損害が発生したとみるのが相当である」として、利息にあたる遅延損害金は病気が確定した日を起点とした。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259